

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	○高齢化率が全国より高く、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯が多いことから、支援が必要になると介護保険サービスに頼る場合も多いと考えられ、国や県と比較し要支援～要介護2の軽度認定率が高い。 ○介護予防・日常生活支援総合事業を啓発し、活用しながら介護予防を勧める必要がある。	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ①介護予防・日常生活支援総合事業を引き続き継続・推進していく。	①以下の事業所数又は利用実績が令和2年度より増加する。 (1)訪問型サービス(第1号訪問事業) (2)訪問型サービスA(基準緩和型) (3)訪問型サービスB(住民主体型) (4)訪問型サービスC(短期集中予防) (5)通所型サービス(第1号通所事業) (6)通所型サービスA(基準緩和型) (7)通所型サービスB(住民主体型) (8)通所型サービスC(運動器機能向上) (9)通所型サービスC(認知症予防事業) (10)通所型サービスC(口腔機能向上) (11)栄養改善配食サービス ※(2)については、令和5年度からの事業実施を予定。	(1)訪問型サービス(第1号訪問事業) R2年度 122か所⇒R3年度 131か所 R2年度 17,500件⇒R3年度 17,061件 (3)訪問型サービスB(住民主体型) R2年度 1か所⇒R3年度 1か所 (4)訪問型サービスC(短期集中予防) R2年度 19か所⇒R3年度 19か所 (5)通所型サービス(第1号通所事業) R2年度 171か所⇒R3年度 175か所 R2年度 30,261件⇒R3年度 30,251件 (6)通所型サービスA(基準緩和型) R2年度 32か所⇒R3年度 32か所 R2年度 890件⇒R3年度 1,091件 (7)通所型サービスB(住民主体型) R2年度 35か所⇒R3年度 36か所 (8)通所型サービスC(運動器機能向上) R2年度 14か所⇒R3年度 14か所 (9)通所型サービスC(認知症予防事業) R2年度 10か所⇒R3年度 9か所 (10)通所型サービスC(口腔機能向上) R2年度 1か所⇒R3年度 1か所 (11)栄養改善配食サービス R2年度 2か所⇒R3年度 2か所	△	・訪問型、通所型及び通所型サービスAについて、事業所数の伸びは横ばいであるものの、利用件数は訪問型及び通所型サービスは減少傾向、通所型サービスAは増加傾向にある。基準緩和型サービスの訪問型サービスAの実施に向けた検討及び、通所型に比べて非常に少ない通所型サービスAの事業所数と利用者数の増加に向けて、先進他都市の事例を参考に取り組みを図る。 ・通所型サービスC(認知症予防事業)で事業所数1か所減 ・新型コロナウイルス感染症の影響により教室の参加人数を減らして対応しているため参加人数に限られる。
①自立支援・介護予防・重度化防止	○高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者の孤立防止やその生活を守るために地域で支え合う仕組みづくりをさらに進める必要がある。さらに地域の特性の合わせた仕組みづくりを行う必要がある。	(3)地域で支え合う仕組みづくりの促進 ①日常生活圏域協議体設置事業 ・地域包括支援センター19か所に日常生活圏域協議体を設置し支え合いの仕組みづくりの会議を開催する。	(3)-①日常生活圏域協議体設置事業 ・支え合いの仕組みづくりを検討する会議の開催回数を協議体ごとに4回以上開催する。 (目標値R3年度76回 R4年度76回 R5年度76回)	(3)-①日常生活圏域協議体設置事業 ・支え合いの仕組みづくりを検討する会議の開催回数を協議体ごとに4回以上開催する。 (目標値R3年度76回 R4年度76回 R5年度76回) R3年度 82回	◎	支え合いの仕組みづくりを検討する会議を圏域ごとに年4回を基準に開催してきた。回数としては目標値を達成している。 地域を巻き込んで開催する会議のため、感染症対策と並行しながら開催を行った。なお、担当者会議を開催し、他圏域の事例発表や意見交換の場を設け、地域で支え合う仕組みづくりを進められるような会議にしていこう。
①自立支援・介護予防・重度化防止	○地域課題解決のため、新たな生活支援サービスの創出や、地域資源の発掘、創出のための働きかけを引き行う。地域課題や取り組みの進捗状況が地域により差がみられる。	(3)地域で支え合う仕組みづくりの促進 ②支え合いの仕組みづくり推進事業 ・支え合いの仕組みづくり推進員を配置し、サービスとニーズのマッチングに取り組む。	(3)-②支え合いの仕組みづくり推進事業 ・生活支援の実行計画数が前年度実績より増加する。	(3)-②支え合いの仕組みづくり推進事業 ・生活支援の実行計画数が前年度実績より増加する。 R2年度 12か所 ⇒ R3年度 7か所	◎	地域の課題解決に向けて、地域のニーズや地域性を把握して、地域に合わせたサービスの創出ができるよう更に推進員への支援を検討していく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	・支え合い活動実践者養成事業の修了者が新たな活動を立ち上げる際、アドバイスや活動の支援を行っている。	(3)地域で支え合う仕組みづくりの促進 ③支え合い活動実践者養成事業 ・支え合い活動実践者養成事業を継続し、地域で活躍できる人材を増やす。	(3)-③支え合い活動実践者養成事業 ・支え合い活動実践者養成人数が、毎年60人以上になるよう実施する。 (目標値R3年度60人 R4年度60人 R5年度60人) ・支え合い活動実践者累計養成人数が、R2年度実績より増加する。	(3)-③支え合い活動実践者養成事業 ・支え合い活動実践者養成人数が、毎年60人以上になるよう実施する。 (目標値R3年度60人 R4年度60人 R5年度60人) R3年度 45人 ・支え合い活動実践者累計養成人数が、R2年度実績より増加する。 R2年度 908人 ⇒ R3年度 953人	△	支え合い活動の担い手育成として同事業を実施。参加者の多くは地域の役員等であり、前年度と比較して参加者は若干増えているが、目標値には届いていない。サロンを開催している担い手など、地域での支え合いといった分野に興味を持っている人に対して直接広報活動を行っていくなど、多様な参加者を募っていく。
②給付適正化	適正な介護認定に基づき、自立支援に資するサービスが過不足なく提供されることを目的として、「介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」を中心に給付適正化を図る必要がある。	すべての事業を均等に実施し、適正化を図ることが本来であるものの、第7期においては、「医療情報との突合」、「ケアプラン点検」「介護認定の適正化」、「住宅改修等の点検」を実施する。	介護給付介護支援専門員が作成したケアプランを、要支援者及び要介護者にとって自立支援に資するものであるか点検することにより、介護給付の適正化、介護支援専門員のスキルアップ及び不正請求の発見・是正を図ることを目的とする。また、住宅改修事前申請において、専門的知識を有する者がすべての書類を確認、必要に応じた指導をすることで、適正化を図ることを目的とする。	給付の適正化について、ケアプランの点検は、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画に係る第1表から第7表の記載について、実施指導の際に抽出したケアプランについて、職員により確認を行った。新型コロナウイルス感染症対策の中、可能な範囲で確認をし、令和3年度ケアプラン点検実績は40件。また、住宅改修事前申請については、建築専門職による審査を全件行った。特定福祉用具販売については全件書類を審査し、福祉用具貸与については、抽出で確認を行った。軽度者の福祉用具貸与についても全件審査を行うことで適正化に取り組んだ。	◎	ケアプラン点検については、より多くのケアプランを確認指導することにより、介護保険の目的に沿った、給付適正化を図ることが可能であるが、すべてのケアプラン点検を行うことができない理由として、新型コロナウイルス感染症対策の関係以外として、主に職員が不足していることがあげられる。 そのため、縦覧点検・医療情報との突合の情報の活用により、適正化を図っていく。出来る範囲で、書面チェックについても取り組んでいく予定である。